

1 調査対象及び回答率等

対象となる748施設のうち、467施設から回答があり、回収率は62.4%となっている。(平成13年度の回収率75.9%)

		平成18年度			平成13年度		
		対象数	回収数	回収率	対象数	回収数	回収率
1	特 養	196	140	71.4%	151	118	78.1%
2	老 健	121	77	63.6%	101	74	73.3%
3	療 養 型	64	34	53.1%	91	66	72.5%
4	短期生活	25	8	32.0%	—	—	—
5	認知症対応	254	149	58.7%	47	37	78.7%
6	特定施設	88	59	67.0%	38	30	78.9%
	合 計	748	467	62.4%	428	325	75.9%

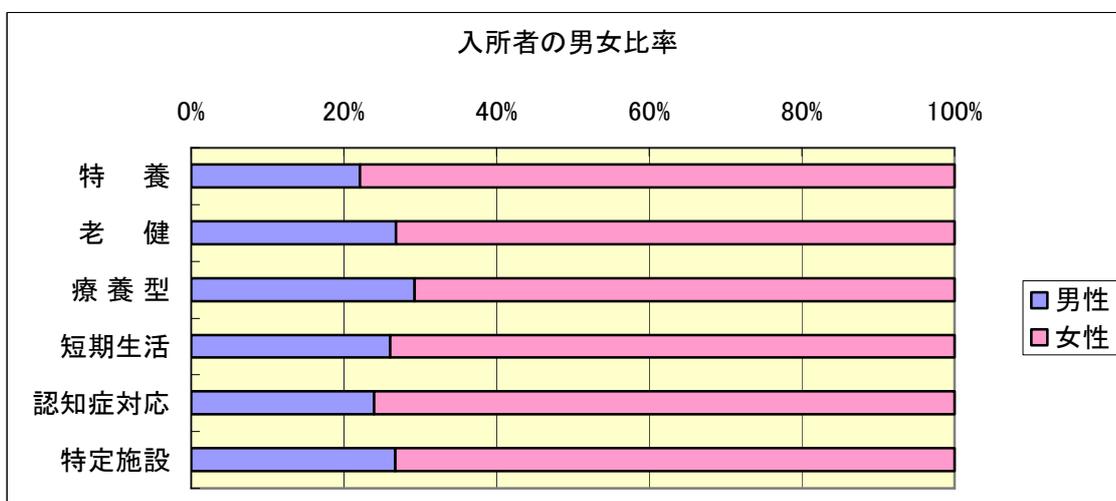
※併設型の短期入所生活介護については、本体施設である介護老人福祉施設等を含む。

2 定員及び入所者数（平成18年7月1日現在）

入所者の75.2%を女性が占めており、中でも特養が77.9%と最も高くなっている。

	定員（人）	入所者数	性別	
			男性	女性
特 養	10,843	10,143	2,159	7,622
老 健	7,403	6,778	1,763	4,806
療 養 型	2,059	1,900	539	1,301
短期生活	187	135	30	85
認知症対応	2,093	1,946	452	1,431
特定施設	4,818	3,696	976	2,667
合計	27,403	24,598	5,919	17,912

※一部の事業所では短期入所を含めていないものや、性別内訳の記載がないものがあつた。



### 3 職員数

#### (1) 職員の配置状況

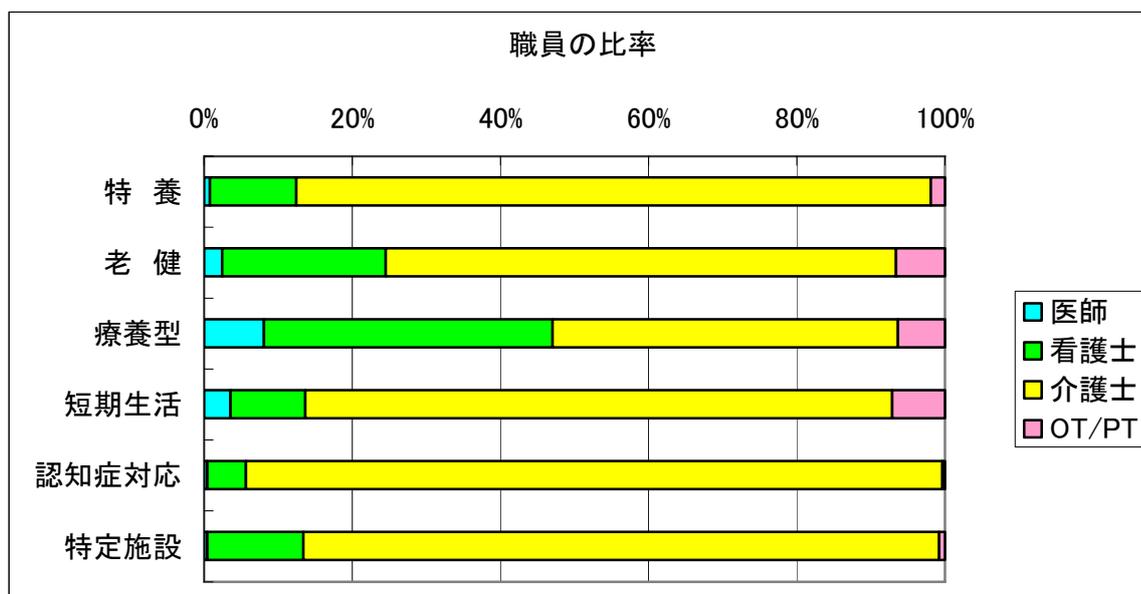
医師の配置割合が高いのは、療養型で 8.1% (137 人)、老健の 2.5% (91.72 人)。

看護職員の割合が高いのは、療養型の 39% (663 人)、老健の 22.1% (818.5 人)、特定施設で 13% (224.1 人)。介護職員の割合が高いのは、認知症対応 94% (1779 人)、特定施設 85.9% (1484.6 人)、特養 85.6% (4317.72 人)。PT/OT の割合が高いのは、老健 6.6% (243.82 人) となっている。

なお、看護職員のうち 17%が非常勤職員、介護職員のうち 20.9%が非常勤職員となっている。(H18.7.1 現在) 単位：人

	医師				看護職員				介護職員				作業療法士又は理学療法士			
	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤	常勤	非常勤	合計	夜勤
特養	0	37.46	37.46	0	445.7	144.98	590.68	13	3465	852.72	4317.7	466	64	33.73	97.73	9
老健	78	13.72	91.72	0.2	703.28	115.22	818.5	93	2291.3	266.1	2557.4	319	196	47.62	243.8	13
療養型	90	47	137	22	606	57	663	64	719	74	793	86	86	22	108	1
短期生活	1	3.1	4.1	0	9	2.6	11.6	0	66	25.1	91.1	10	7	1.2	8.2	0
認知症対応	1	7	8	0	75	24	99	19	1135	644	1779	273	7	0	7	0
特定施設	2	4.85	6.85	0	159	65.1	224.1	15	1047	437.6	1484.6	136	5	8.24	13.24	0
合計	172	113.1	285.13	22.2	1998	408.9	2406.9	204	8723.3	2299.5	11023	1290	365	112.8	478	23

※非常勤職員数は常勤換算後の職員数



(2) 入所者1人当たりの看護・介護職員数

施設全体の看護・介護職員数（常勤換算数）は、13,429.7人で、入所者1人当たりの看護・介護職員数は、0.55人であった。

なお、平成18年7月中に拘束を行っていた施設をみると、0.51人であり、拘束を行っていない施設の0.62人を下回っている。

施設種別ごとでみると、老健、特定施設では、拘束をしていた施設と拘束をしていない施設も入所者1人当たりの職員数は同数であった。

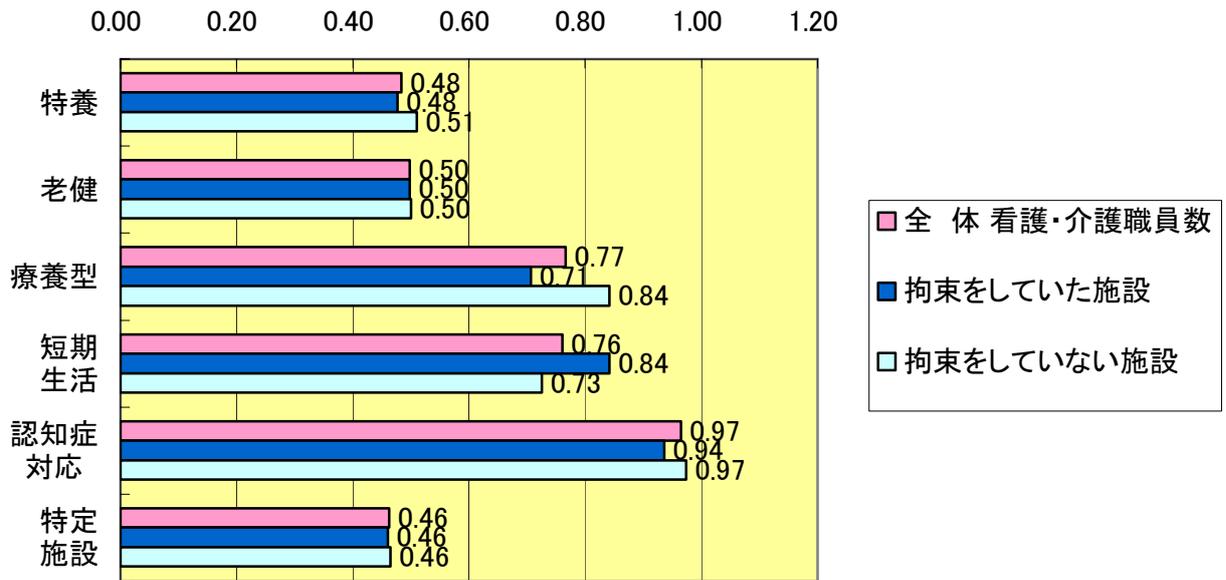
また、療養型、認知症対応を除く施設の平成13年度の入所者1人当たりの看護・介護職員数よりも平成18年度の職員数は増加している。

更に、平成13年度の拘束をしていない施設の入所者1人当たりの看護・介護職員数は、特養0.46人、老健0.46人特定施設0.3人であったのに対し、平成18年度の拘束をしている施設の入所者1人当たりの看護・介護職員数は、特養0.48人、老健0.50人、特定施設0.46人と拘束をしているにも関わらず、平成13年度の拘束をしていなかった施設の職員数よりも上回っている。

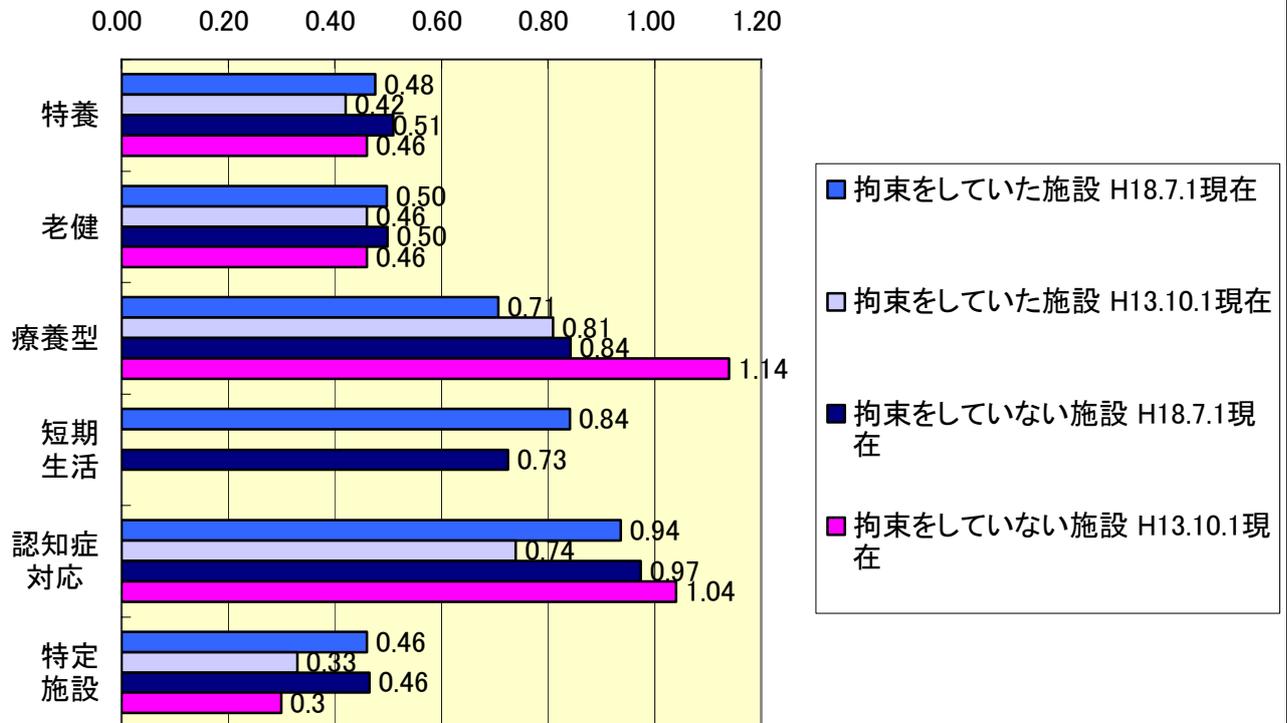
(H18.7.1現在) 単位：人

		特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	H13.10.1現在
全 体	定員	10,843	7,403	2,059	187	2,093	4,818	27,403	22,682
	入所者数 A	10,143	6,778	1,900	135	1,946	3,696	24,598	20,160
	看護・介護職員数 B	4908.4	3375.9	1456	102.7	1878	1708.7	13429.7	9749.6
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 B/A	0.48	0.50	0.77	0.76	0.97	0.46	0.55	0.48
	H13.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.43	0.46	0.97	-	0.99	0.31		
拘束を して いた 施設	定員	8,427	5,200	1,144	54	511	2,502	17,838	
	入所者数 C	7,881	4,837	1,063	41	471	1,945	16,238	15,051
	看護・介護職員数 D	3755.37	2405.99	751	34.5	441	894.88	8282.74	6896.1
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 D/C	0.48	0.50	0.71	0.84	0.94	0.46	0.51	0.46
	H13.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.42	0.46	0.81	-	0.74	0.33		
拘束を して い な い 施 設	定員	2,416	2,203	915	133	1,582	2,316	9,565	
	入所者数 E	2,262	1,941	837	94	1,475	1,751	8,360	5,109
	看護・介護職員数 F	1153.03	969.91	705	68.2	1437	813.82	5146.96	2853.5
	入所者1名当たりの 看護・介護職員数 F/E	0.51	0.50	0.84	0.73	0.97	0.46	0.62	0.56
	H13.10.1現在 入所者1名当たりの 看護・介護職員数	0.46	0.46	1.14	-	1.04	0.3		

入所者1人当たりの看護・介護職員数



入所者1人当たりの看護・介護職員数(平成13年・18年比較)



#### 4 入所者の年齢構成

「85歳～94歳」が42%と最も多く、次いで「75歳～84歳」が37%となっている。

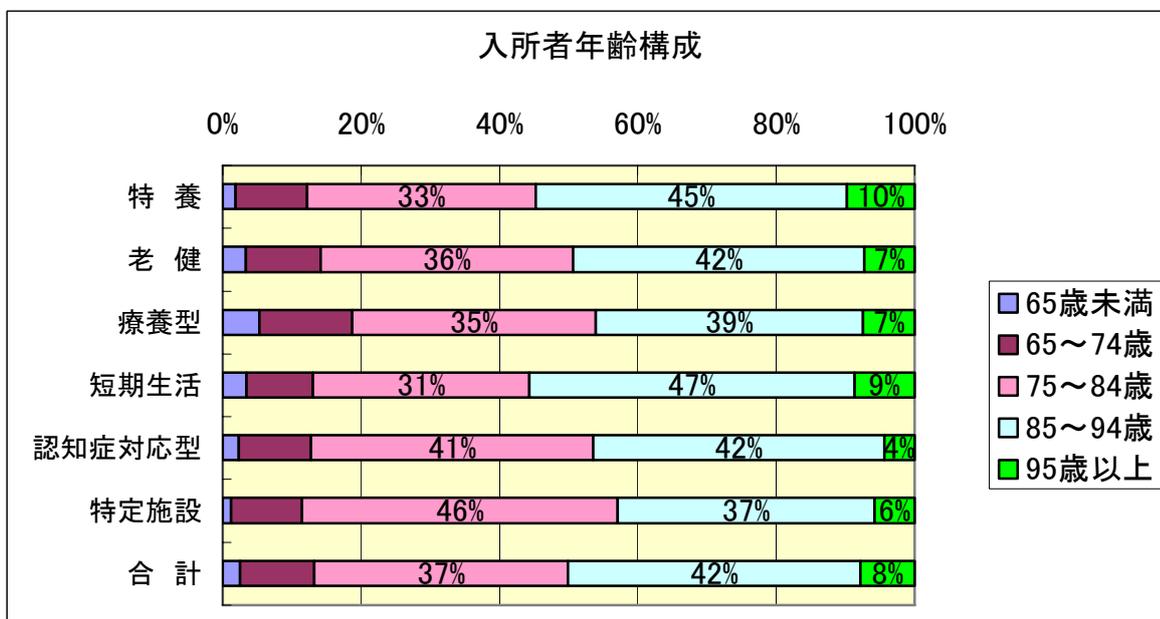
75歳以上の後期高齢者の比率は、特定施設 88.6%、特養 87.8%、認知症対応 87.2%であり、施設全体では 86.8%となっている。

また、85歳以上の高齢者は施設全体で 50.1%となっている。

平成18年7月1日現在 (単位:人)

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85～94歳	95歳以上	合計	75歳以上の割合
特養	177	1,011	3,199	4,371	945	9,703	87.8%
老健	222	724	2,431	2,809	486	6,672	85.8%
療養型	103	260	683	748	145	1,939	81.3%
短期生活	4	11	36	54	10	115	87.0%
認知症対応	44	200	781	805	83	1,913	87.2%
特定施設	43	377	1,680	1,371	211	3,682	88.6%
合計(人)	593	2,583	8,810	10,158	1,880	24,024	86.8%

※療養型と特定施設には、介護保険の対象外を含めているところもあり、また、一部の事業所では、未記入や短期入所等を除いているところもある。



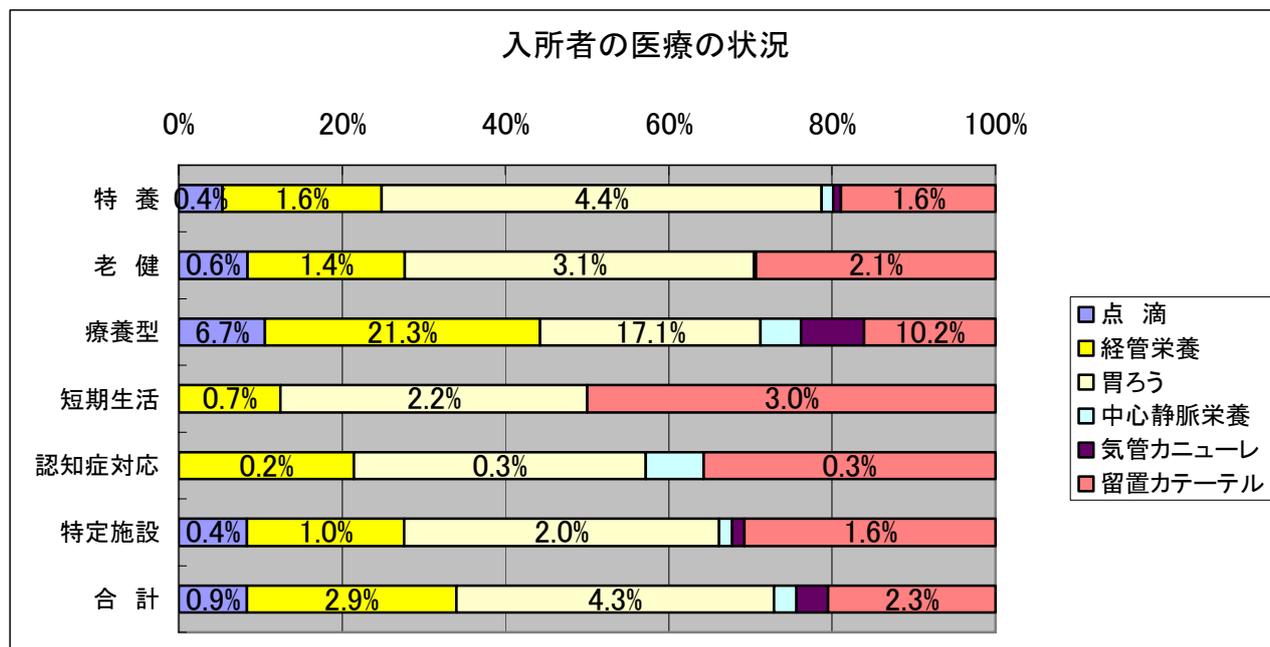
## 5 入所者の医療の状況

身体拘束を招く可能性のある医療行為を受けている者は、施設全体の入所者総数との比較でみると、11.1%に当たり、その内容は、胃ろう 4.3%、経管栄養 2.9%、留置カテーテル 2.3%等となっている。

施設の種類で見ると療養型が63.3%と最も多く、特養の8.2%、老健の7.1%を大きく上回っている。

平成18年7月1日現在 (単位:人)

	点滴	経管栄養	胃ろう	中心静脈栄養	気管カニューレ	留置カテーテル	合計	割合	(参考)入所者数
特養	45	163	450	12	8	158	836	8.2%	10,143
老健	41	93	207	0	1	142	484	7.1%	6,778
療養型	127	405	324	60	93	193	1,202	63.3%	1,900
短期生活	0	1	3	0	0	4	8	5.9%	135
認知症対応	0	3	5	1	0	5	14	0.7%	1,946
特定施設	16	37	74	3	3	59	192	5.2%	3,696
合計	229	702	1063	76	105	561	2,736	11.1%	24,598
割合	0.9%	2.9%	4.3%	0.3%	0.4%	2.3%	11.1%		



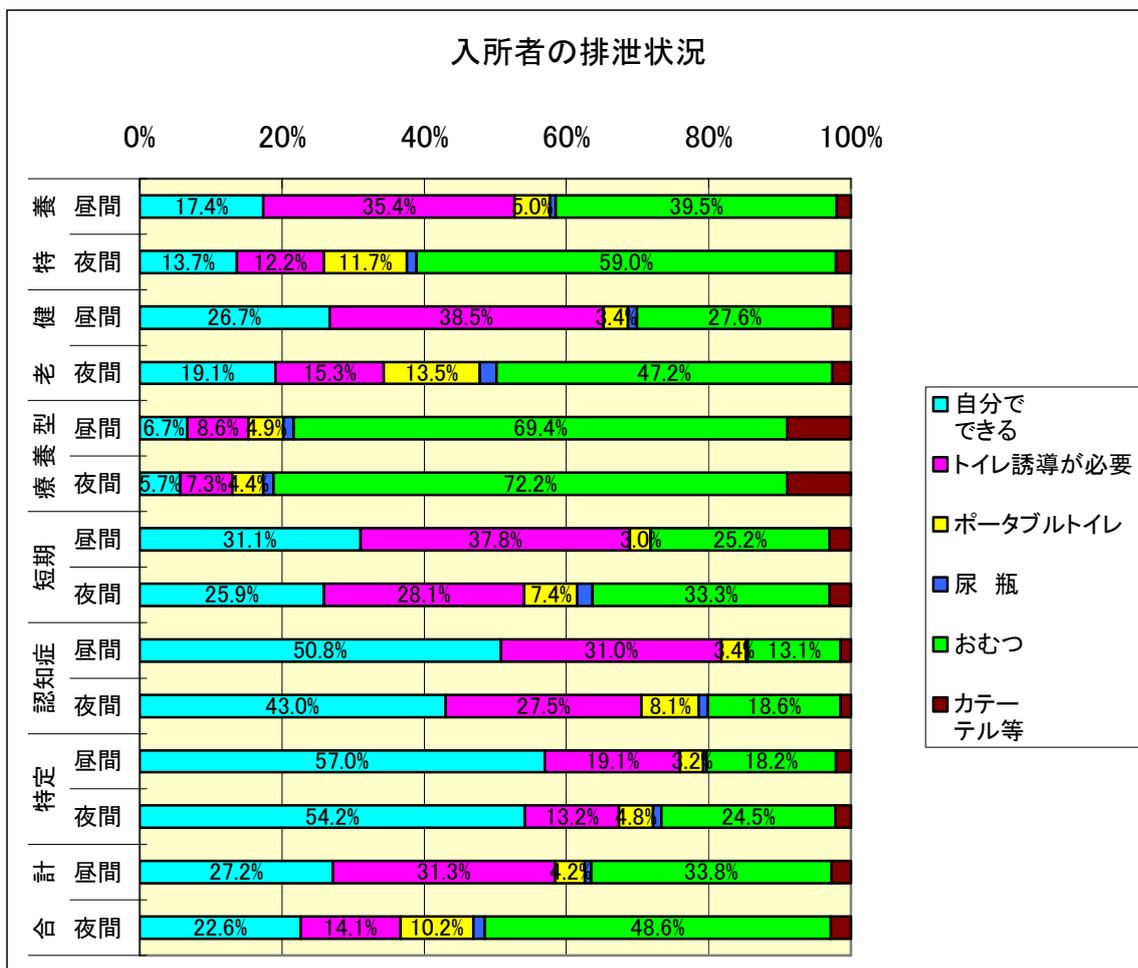
## 6. 入所者の排泄状況

排泄が「自分でできる者」の比率は、特定施設が最も多く（昼 57%、夜 54.2%）、療養型が最も低く（昼 6.7%、夜 5.7%）である。

事業所全体の「自分でできる者」の昼夜の比較では、昼間の 6,540 人から夜間の 5,331 人に 4.6%減少する一方で、オムツ使用が昼間の 8,120 人から夜間の 11,468 人に 14.8%増加している。

		自分で できる	トイレ誘導 が必要	ポータブル トイレ	尿 瓶	おむつ	カテー テル等	合 計
		特 養	昼間	1,732	3,517	496	74	3,933
	夜間	1,312	1,175	1,121	127	5,662	202	9,599
老 健	昼間	1,751	2,522	225	80	1,806	164	6,548
	夜間	1,227	981	865	154	3,035	168	6,430
療 養 型	昼間	145	185	105	30	1,494	193	2,152
	夜間	123	158	94	31	1,552	193	2,151
短期生活	昼間	42	51	4	0	34	4	135
	夜間	35	38	10	3	45	4	135
認知症対応	昼間	1,004	612	67	5	258	29	1,975
	夜間	857	547	162	25	371	29	1,991
特定施設	昼間	1,866	625	104	17	595	69	3,276
	夜間	1,777	432	158	38	803	70	3,278
合 計	昼間	6,540	7,512	1,001	206	8,120	656	24,035
	夜間	5,331	3,331	2,410	378	11,468	666	23,584

※療養型には一部に介護保険の対象外を含んでいたり、また、一部の事業所で1人を複数の類型に分類している場合や分類していない場合もある。



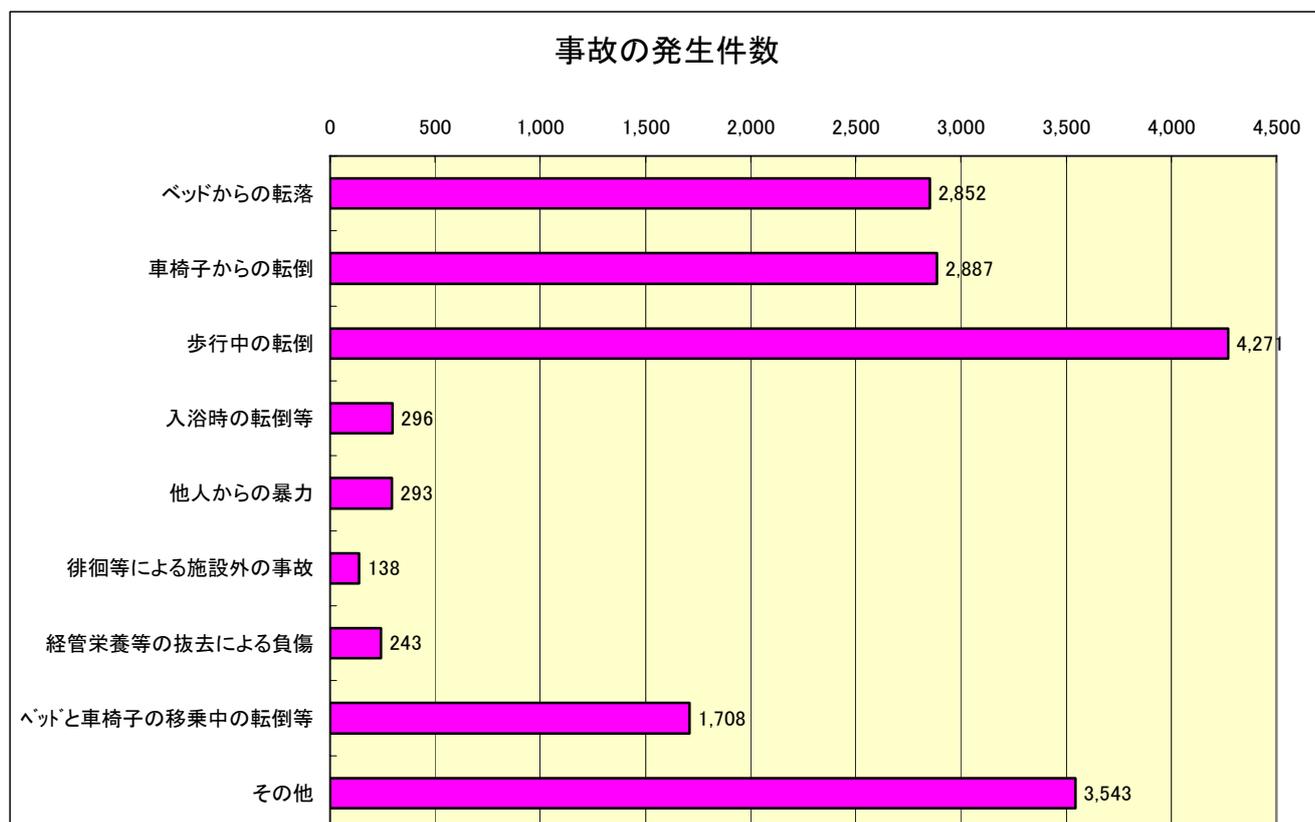
## 7 事故の発生件数

平成17年4月1日から平成18年3月31日までに発生した事故件数では、①施設内での歩行中の転倒4,271件、②車椅子からの転倒2,887件、③ベッドからの転落2,852件が圧倒的に多い。

また、ベッドと車椅子の移乗中の転倒等が1,708件発生している (単位：件)

		ベッドからの転落	車椅子からの転倒	歩行中の転倒	入浴時の転倒等	他人からの暴力	徘徊等による施設外の事故	経管栄養等の抜去による負傷	ベッドと車椅子の移乗中の転倒等	その他	合計	平成17年度中の入所実人員
特養	昼間	426	840	992	101	88	49	26	365	1,116	6,414	11,547
	夜間	643	410	660	5	27	11	19	255	381		
老健	昼間	433	855	927	133	94	34	5	489	682	6,095	11,491
	夜間	633	413	669	1	40	7	4	387	289		
療養型	昼間	248	178	89	11	2	1	164	72	462	1,690	3,206
	夜間	164	15	13	0	1	4	15	38	213		
短期生活	昼間	19	22	23	1	0	0	0	2	3	88	181
	夜間	7	1	3	0	1	1	0	2	3		
認知症対応	昼間	43	24	280	13	16	17	0	16	112	810	2,050
	夜間	97	10	120	0	1	7	1	14	39		
特定施設	昼間	70	77	274	31	22	4	8	43	148	1,134	4,210
	夜間	69	42	221	0	1	3	1	25	95		
合計		2,852	2,887	4,271	296	293	138	243	1,708	3,543	16,231	32,685

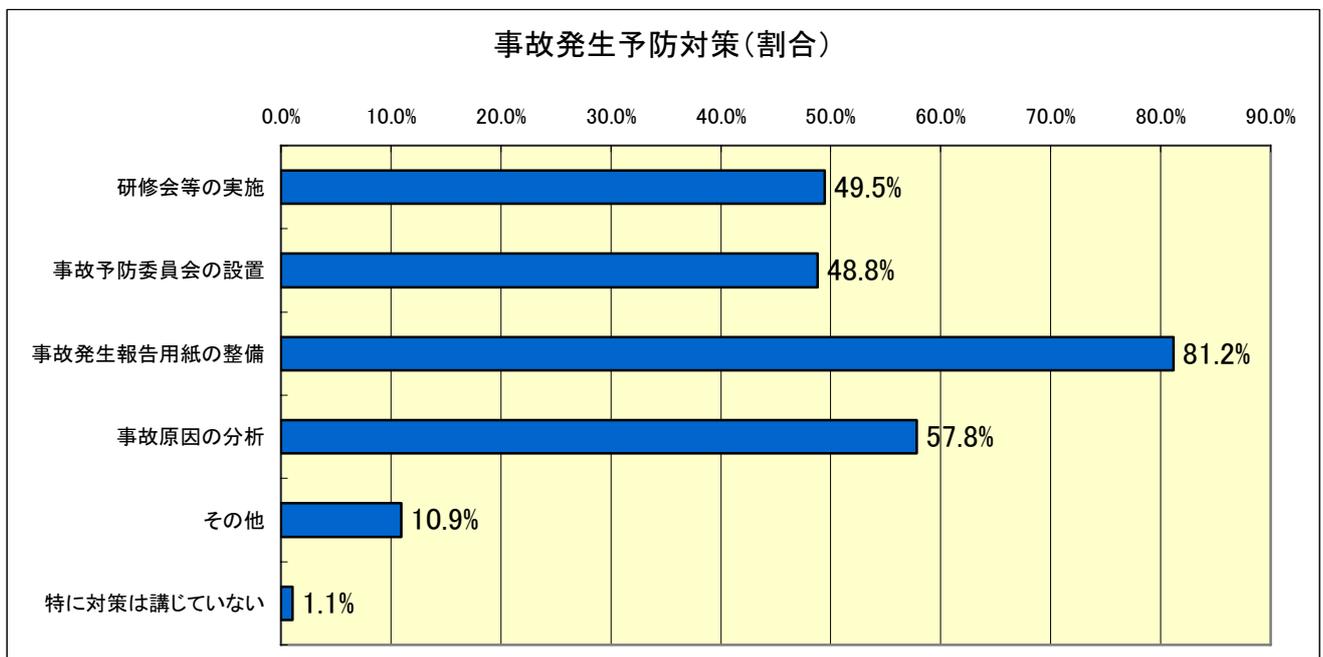
※入所実人員の記入のない事業所については、定員数を用いた。



## 8 事故の発生予防対策（複数回答）

予防対策としては「事故発生報告用紙が備えられ、取り扱い手順が定められている」が379件（81.2%）と最も多く、次いで「原因を委員会等で分析し、発生予防に役立っている」が270件（57.8%）、「研修会等を実施し入所者の安全対策について職員教育を行っている」が231件（49.5%）となっている。（単位：件）

	研修会等 職員教育	事故予防（対策） 委員会を設置する など、対応体制と 責任体制が明確。	事故発生報告用 紙/取り扱い手順が 定められている。	原因を委員 会等で分析	その他（内 訳を記入）	特に対策 は講じて いない。	（参考） 回答のあつ た施設数
特 養	66	94	117	103	9	0	140
老 健	48	67	72	60	5	0	77
療養型	18	23	29	28	1	0	34
短期生活	4	2	7	2	2	1	8
認知症対応	69	23	113	55	26	3	149
特定施設	26	19	41	22	8	1	59
合計	231	228	379	270	51	5	467



## 9 身体拘束と思うかどうかの認識

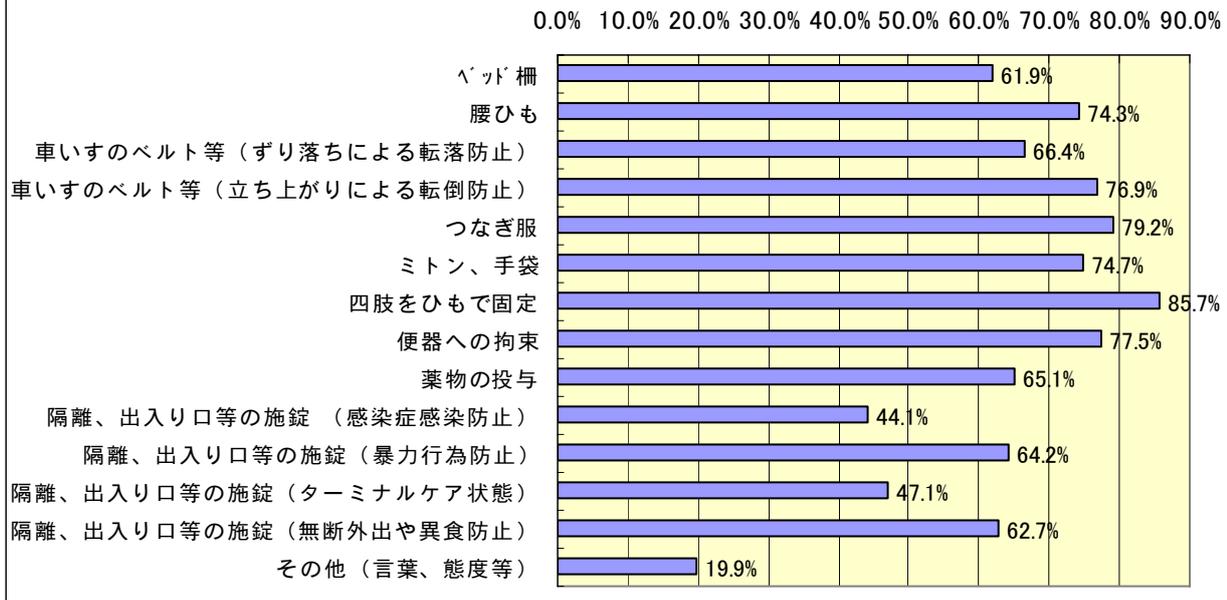
「ベッドや椅子に体幹や四肢を縛る行為」については85.7%が拘束と思うと回答。

次いで、「つなぎ服の着用」79.2%、「便器への拘束」77.5%、「立ち上がりによる転倒防止のための車椅子のベルト等」76.9%となっている。(単位：件)

身体拘束の態様	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	拘束と認識合計	認識施設の割合	(順位)
ベッド柵	98	55	19	3	76	38	289	61.9%	11
腰ひも	116	62	26	7	97	39	347	74.3%	6
車いすのベルト等 (ずり落ちによる転落防止)	107	65	19	3	74	42	310	66.4%	7
車いすのベルト等 (立ち上がりによる転倒防止)	128	71	19	5	94	42	359	76.9%	4
つなぎ服	126	70	25	5	102	42	370	79.2%	2
ミトン、手袋	114	67	23	5	97	43	349	74.7%	5
四肢をひもで固定	135	69	30	7	115	44	400	85.7%	1
便器への拘束	115	70	31	7	103	36	362	77.5%	3
薬物の投与	101	54	17	6	92	34	304	65.1%	8
隔離、出入り口等の施錠 (感染症感染防止)	69	40	10	4	59	24	206	44.1%	13
隔離、出入り口等の施錠 (暴力行為防止)	102	60	15	5	82	36	300	64.2%	9
隔離、出入り口等の施錠 (ターミナルケア状態)	71	43	14	4	64	24	220	47.1%	12
隔離、出入り口等の施錠 (無断外出や異食防止)	102	53	16	4	85	33	293	62.7%	10
その他(言葉、態度等)	21	12	3	0	46	11	93	19.9%	

※その他として、言葉で行動を制限することや態度による拘束が考えられるとの意見が寄せられた。その他少数ではあるが、無視、命令口調、介護拒否、虐待の意見もあった。

## 身体拘束についての認識



### 10 身体拘束の内容と件数（調査対象期間：平成17年4月1日～平成18年3月31日）

「ベッド柵等」が入所者総数の3,751人（11.5%）と最も多く行われており、次いで「車椅子の安全ベルト（転落防止）」が入所者総数の887人（2.7%）となっている。

（単位：人）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	H13年度調査の状況
①ベッド柵等	1,188	1,019	860	19	238	427	3,751	8,082
②車椅子の安全ベルト 転落防止	370	215	229	7	18	48	887	1,547
③車椅子の安全ベルト 転倒防止	111	262	197	2	7	21	600	889
④つなぎ服	117	104	145	4	11	52	433	964
⑤ミトン、手袋	128	61	116	1	5	27	338	288
⑥四肢をひもで固定	22	3	22	0	2	3	52	9
⑦便器への拘束	7	0	0	0	0	1	8	34
⑧薬物の投与	103	165	48	0	90	64	470	1,193
⑨隔離、出入り口等の施錠	44	31	6	0	99	79	259	959
⑩その他	15	16	3	0	23	14	71	74
平成17年度中の入所実人員	11,547	11,491	3,206	181	2,050	4,210	32,685	30,152

※同一人が複数に該当するときは、複数回答。入所実人員の記入のない事業所については定員数を用いた。

## 拘束行為の主な理由

### (1) ベッド柵等

- ・ベッドからの落下を防止するため。
- ・利用者から落下の不安の訴えや家族の希望があるため。

### (2) 車椅子の安全ベルト

- ・身体の拘縮や傾きにより座位が困難なためのずり落ちを防止するため。
- ・体を支えることができない、平衡感覚のアンバランスで前方に転倒する事故を防止するため。
- ・本人又は家族の希望があるため。

### (3) 薬物の投与

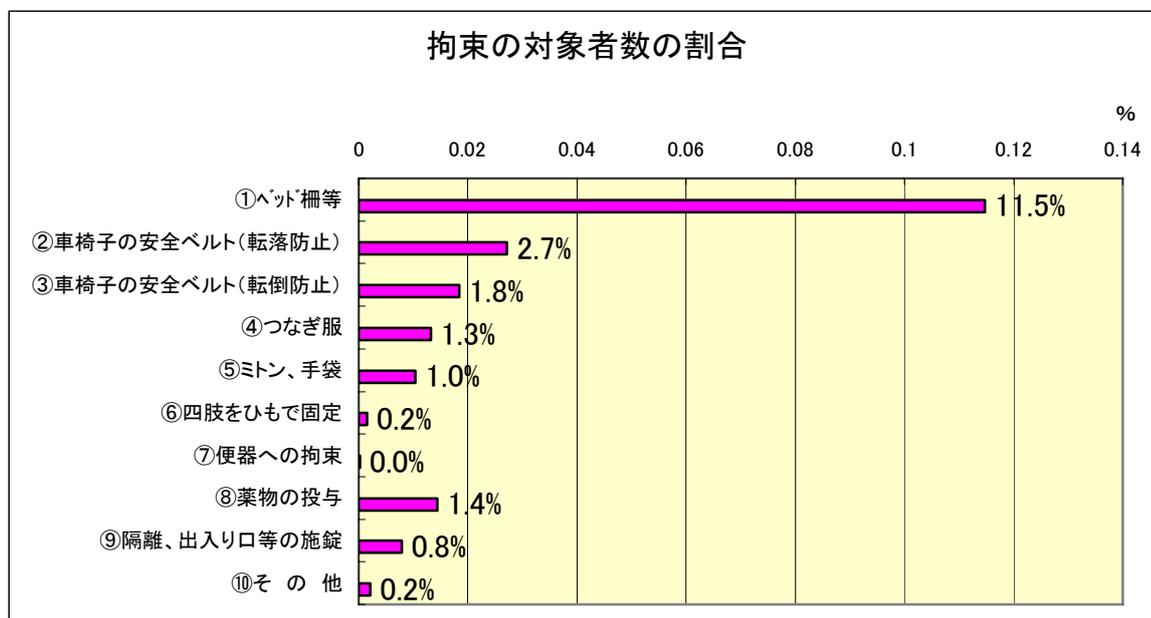
- ・妄想、暴力、徘徊を防止するため。
- ・入眠できず夜間不穏で奇声を発し、他患者が眠れないため。

### (4) つなぎ服

- ・おむつをいじったり、外すのを防止するため。
- ・脱衣や不潔行為を防止するため。
- ・皮膚疾患などの掻き壊しを防止するため。

### (5) 隔離、出入り口等の施錠

- ・無断外出を防止するため。
- ・他の入所者への感染を防止するため。



( 割合 = 拘束の内容別人数 ÷ 平成 17 年度中の入所実人員 )

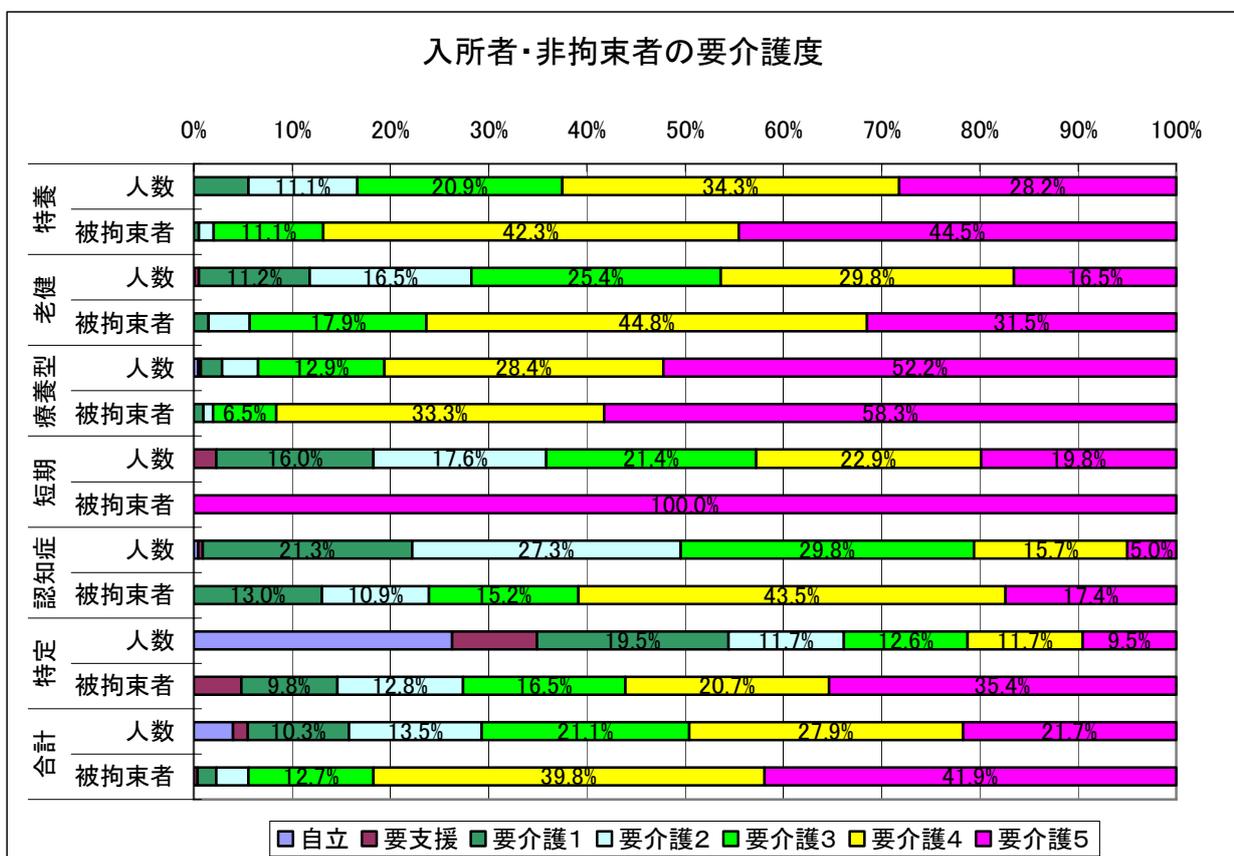
11 入所者の要介護度（平成18年7月1日現在）

入所者全員の要介護度は、重度の「4」「5」の占める割合は、施設全体で49.6%でありそのうち、療養型が80.6%と最も多く、特養が62.5%、老健が46.3%、特定施設21.3%となっており、施設の種類による差異が認められる。

身体拘束該当者の要介護度は、事業所全体で「4」「5」の占める割合は81.7%であり、入所者全体の49.6%に比べて高くなっている。（単位：人）

		自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
特養	人数	0	3	507	1,016	1,912	3,145	2,584	9,167
	被拘束者	0	0	5	15	108	410	432	970
老健	人数	3	32	718	1,054	1,625	1,907	1,058	6,397
	被拘束者	0	0	8	22	94	235	165	524
療養型	人数	6	3	28	46	164	361	664	1,272
	被拘束者	0	0	3	3	20	103	180	309
短期	人数	0	3	21	23	28	30	26	131
	被拘束者	0	0	0	0	0	0	1	1
認知症	人数	7	7	323	414	451	237	75	1,514
	被拘束者	0	0	6	5	7	20	8	46
特定	人数	858	281	636	382	411	383	310	3,261
	被拘束者	0	8	16	21	27	34	58	164
合計	人数	874	329	2,233	2,935	4,591	6,063	4,717	21,742
	被拘束者	0	8	38	66	256	802	844	2,014

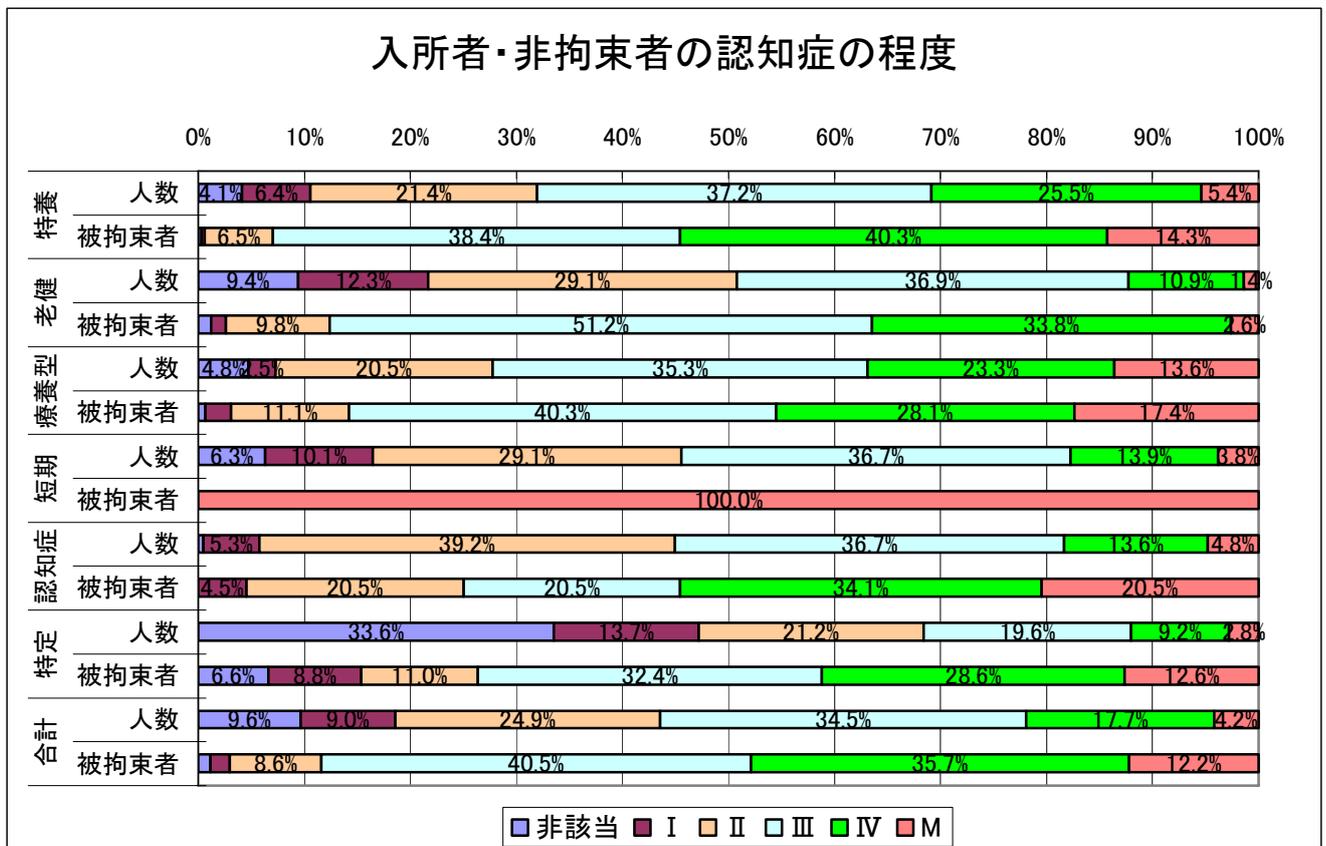
※特養等で一部に短期入所を除いていたり、一部事業所で記載のないものがあった。



12 入所者の認知症の程度及び身体拘束該当者の認知症の程度（平成18年7月1日現在）  
 拘束を受けていた人の「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準に基づくランク別では、全体でランクⅢが40.5%と最も多く、次いでランクⅣの35.7%、ランクⅤ12.2%となっている。ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴと合わせると全体の88.4%となる。（単位：人）

		非該当	I	II	III	IV	M	合計
特養	人数	370	574	1911	3324	2275	485	8939
	被拘束者	3	3	62	369	387	137	961
老健	人数	605	791	1871	2376	700	89	6432
	被拘束者	5	6	41	215	142	11	420
療養型	人数	51	27	220	379	250	146	1073
	被拘束者	2	7	32	116	81	50	288
短期	人数	5	8	23	29	11	3	79
	被拘束者	0	0	0	0	0	1	1
認知症	人数	7	76	566	529	196	69	1443
	被拘束者	0	2	9	9	15	9	44
特定	人数	973	396	614	568	268	81	2900
	被拘束者	12	16	20	59	52	23	182
合計	人数	2011	1872	5205	7205	3700	873	20866
	被拘束者	22	34	164	768	677	231	1896

※一部の事業所において、短期入所を除いたり、記入のないものがあった。



13 身体拘束を行っている施設・人数（調査対象期間：平成18年7月1日～7月31日）

施設の割合では、特養が最も高く認知症対応が最も低くなっている。人数の割合では、療養型が最も高く短期生活（単独型）が最も低くなっている。

施設全体では、回答のあった467施設のうち245施設52.5%で身体拘束が行われている。その人数は2,193人で入所者の8.8%となっており、そのうち28%が例外3原則に該当していなかった。

また、平成13年度と比較すると、施設の割合では、平成13年度の68.0%に対し平成18年度は52.5%と15.5ポイント減少している。人数の割合では、平成13年度の13.5%に対し平成18年度は8.8%と4.7ポイント減少している。

**身体拘束を行っている事業所の割合**

（単位：件）

	平成18年度			平成13年度		
	回答のあった施設	拘束を行っている施設	拘束施設の割合	回答のあった施設	拘束を行っている施設	拘束施設の割合
特 養	140	108	77.1%	118	106	89.8%
老 健	77	52	67.5%	74	59	79.7%
療 養 型	34	23	67.6%	66	41	62.1%
短期生活	8	2	25.0%	0	0	
認知症対応	149	33	22.1%	37	1	2.7%
特定施設	59	27	45.8%	30	14	46.7%
合計	467	245	52.5%	325	221	68.0%

（拘束施設の割合 = 拘束を行っている施設 ÷ 回答のあった施設）

**身体拘束を受けている人数の割合**

（単位：人）

	平成18年度			平成13年度		
	7月中の入所実人数	拘束を受けている人数	拘束対象者の割合	10月中の入所実人数	拘束を受けている人数	拘束対象者の割合
特 養	10,153	970	9.6%	8,239	1,519	18.4%
老 健	7,116	551	7.7%	6,751	743	11.0%
療 養 型	1,925	389	20.2%	2,154	236	11.0%
短期生活	135	2	1.5%	0	0	0.0%
認知症対応	1,952	69	3.5%	363	1	0.3%
特定施設	3,712	212	5.7%	1,425	56	3.9%
合計	24,993	2,193	8.8%	18,932	2,555	13.5%

（拘束対象者の割合 = 拘束を受けている人数 ÷ 入所者実人数）

## 拘束を受けていた人のうち例外3原則に該当しない人数

	拘束を受けている人員	内例外3原則に該当しない
特 養	970	254
老 健	551	89
療 養 型	389	143
短期生活	2	1
認知症対応	69	30
特定施設	212	96
合計	2,193	613

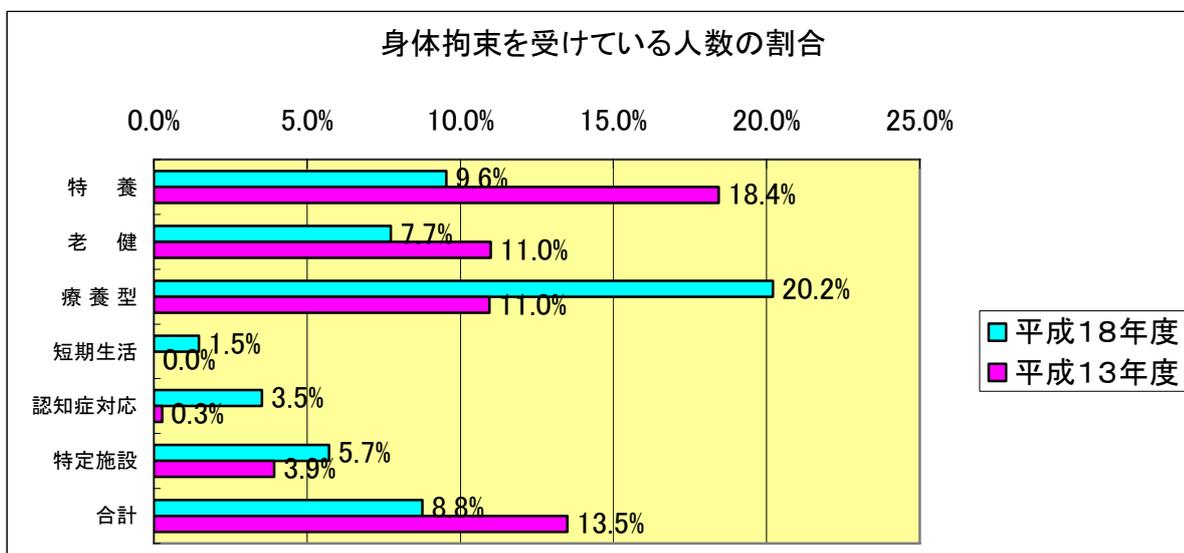
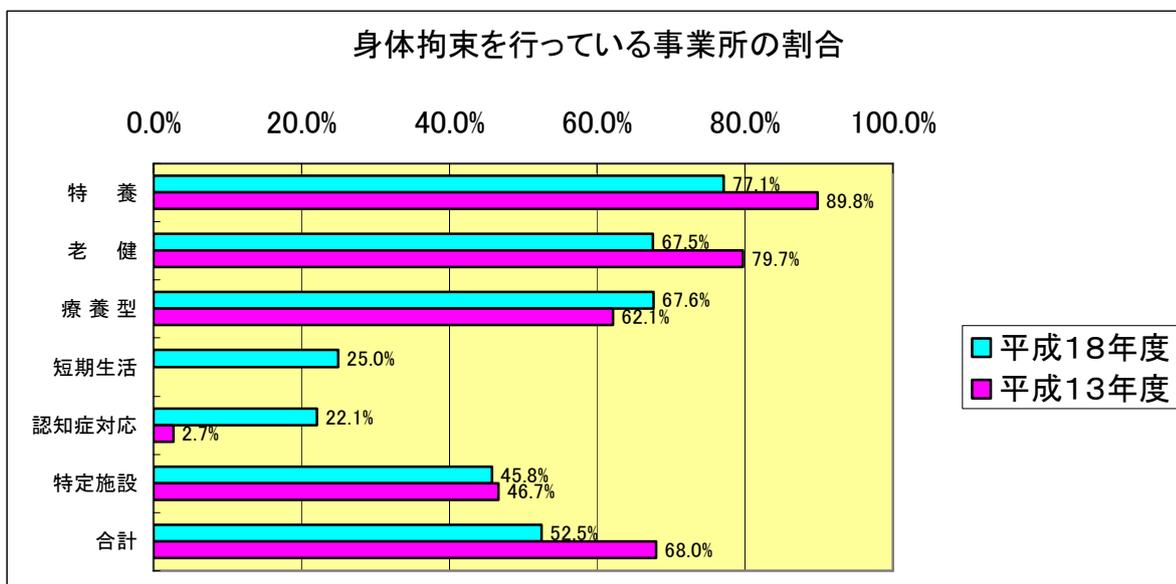
(単位:人)

例外3原則とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のこと。

(①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られること)

(参考)

- ①切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



14 拘束率について（調査対象期間：平成18年7月1日～7月31日）

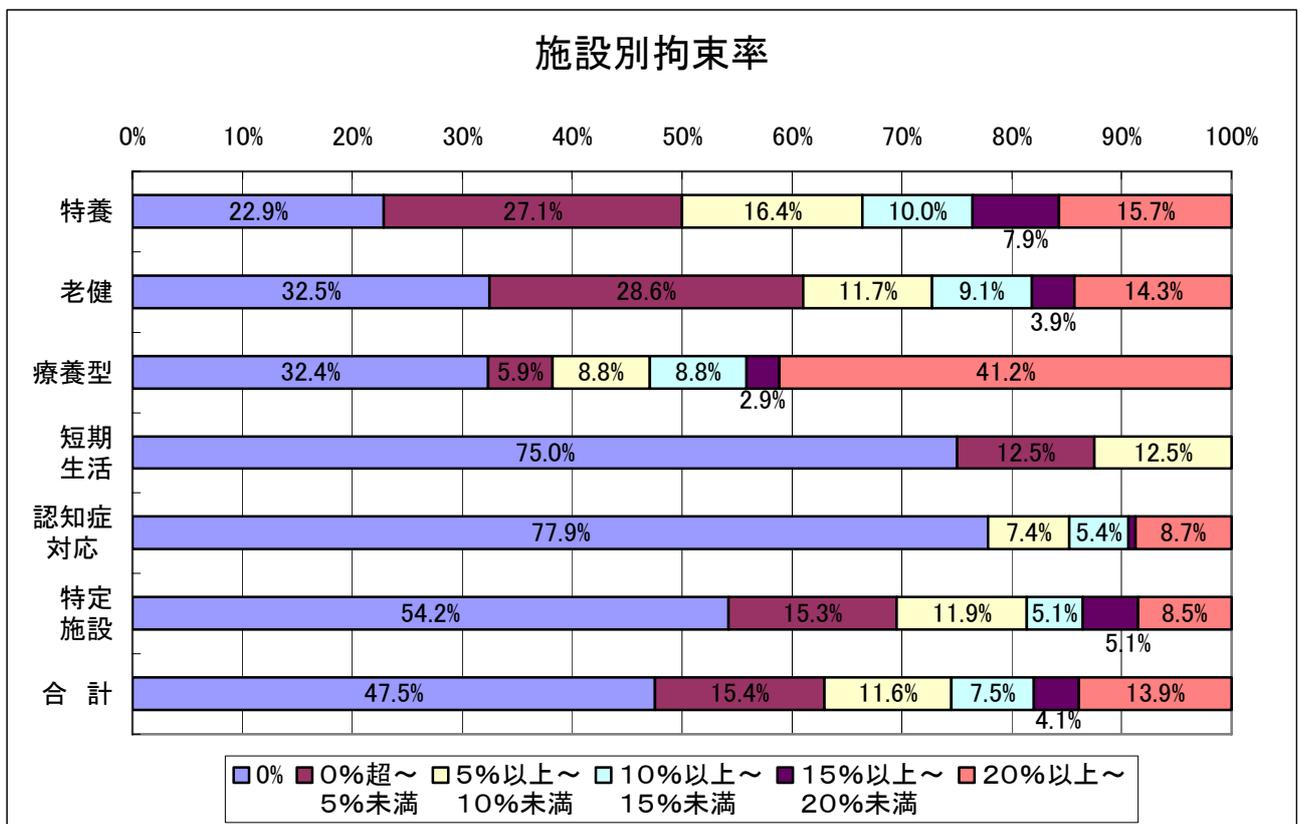
施設別での拘束率をみると、0%の施設は、認知症対応型が最も多く116施設77.9%、次いで短期生活の6施設75.0%となっている。

また、拘束率が20%を超える施設の最も多いのは療養型の14施設41.2%であった。

施設全体で0～5%未満の拘束率の施設は294施設63.0%となっている。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
0%	32	25	11	6	116	32	222	47.5%
0%超～5%未満	38	22	2	1	0	9	72	15.4%
5%以上～10%未満	23	9	3	1	11	7	54	11.6%
10%以上～15%未満	14	7	3	0	8	3	35	7.5%
15%以上～20%未満	11	3	1	0	1	3	19	4.1%
20%以上～	22	11	14	0	13	5	65	13.9%
合計	140	77	34	8	149	59	467	

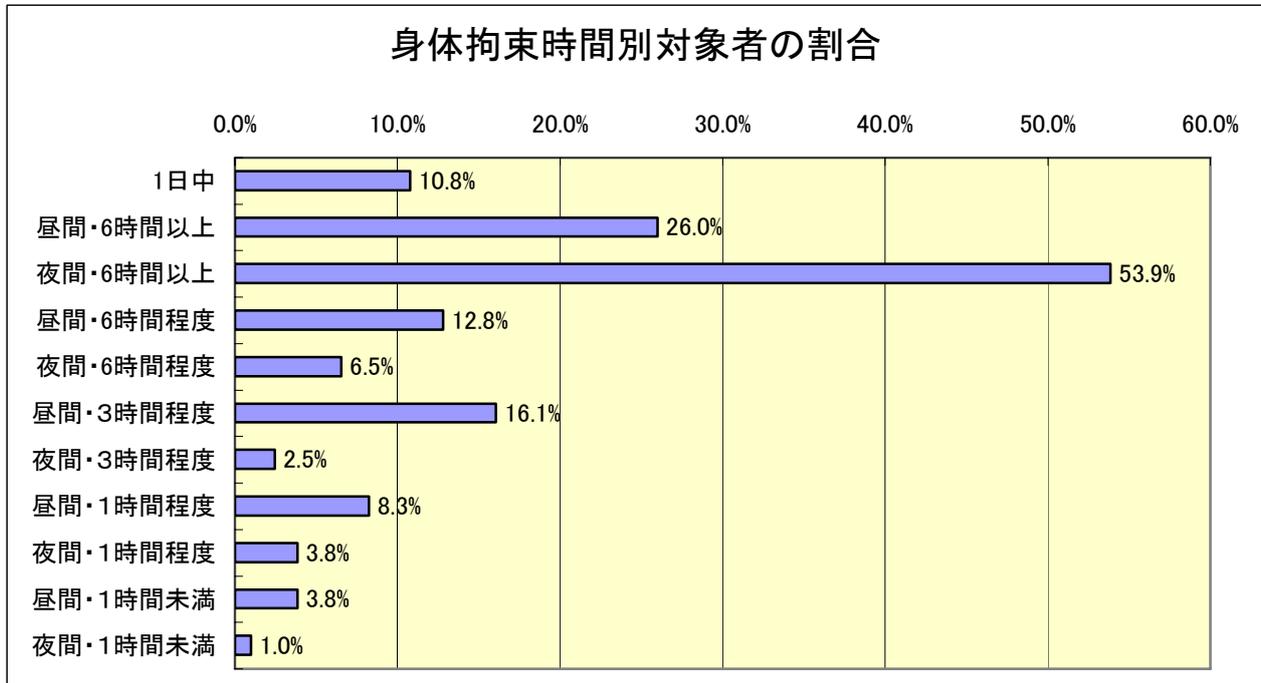


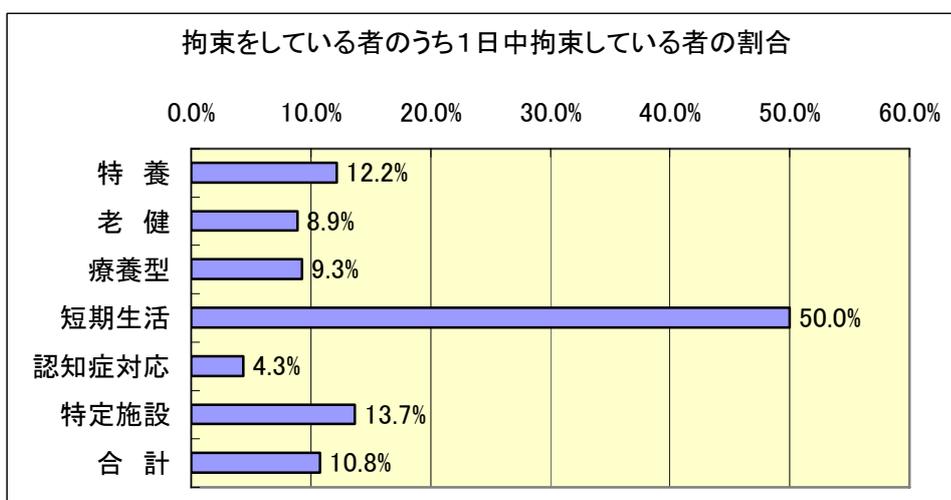
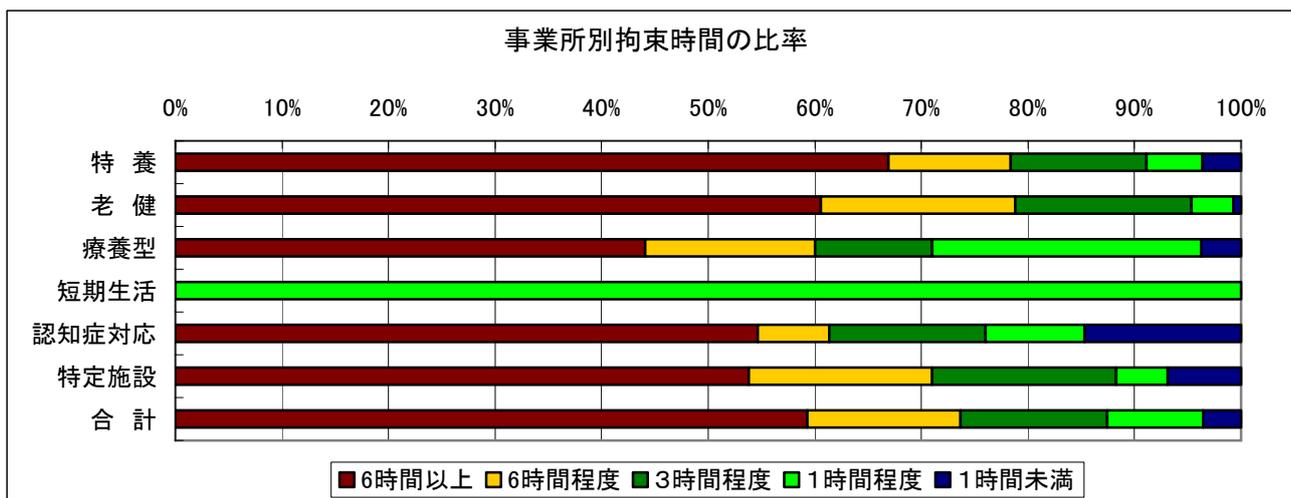
15 拘束時間（調査対象期間：平成18年7月1日～7月31日）

身体拘束をしている時間帯は、「夜間の6時間以上」が1,181件(53.9%)と最も多く、次いで「昼間の6時間以上」が570件(26.0%)になっている。「1日中」は236件(10.8%)となっている。

(単位：人)

	1日中	6時間以上		6時間程度		3時間程度		1時間程度		1時間未満		小計		拘束していた実人員
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
特養	118	285	597	101	50	138	30	58	11	35	13	617	701	970
老健	49	125	290	103	22	105	8	19	8	4	1	356	329	551
療養型	36	129	128	55	38	53	11	87	60	21	1	345	238	389
短期生活	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
認知症対応	3	2	39	2	3	8	3	2	5	9	2	23	52	69
特定施設	29	29	127	20	30	48	2	14	0	15	5	126	164	212
合計	236	570	1181	281	143	352	54	181	84	84	22	1,468	1,484	2,193
割合	10.8%	26.0%	53.9%	12.8%	6.5%	16.1%	2.5%	8.3%	3.8%	3.8%	1.0%			





※短期生活については、拘束が行われていた人数が2人であり、そのうち1人が1日中拘束をしているため50%となっている。

#### 16 身体拘束を行った場合の家族の同意、施設承認等（複数回答）

身体拘束を行った場合の理由等は、最も多いのが「施設長の承認」1,106件50.4%であり、次いで「会議」1,074件49%となっている。（単位：件）

	家族の希望	担当者の判断	施設長の承認	医師の判断	会 議	拘束をしていた人員
特 養	279	539	550	77	630	970
老 健	118	215	306	213	190	551
療養型	27	131	66	170	126	389
短期生活	0	0	1	1	0	2
認知症対応	53	24	35	22	35	69
特定施設	75	119	148	24	93	212
合計	552	1,028	1,106	507	1,074	2,193

### 17 拘束を行った場合の利用者や家族への説明

身体拘束を行った場合、81.7%(1,792件)が「事前に利用者や家族に説明」を行っており、「特に説明を行っていない」は3.1%(69件)となっている。(単位:件)

	特 養	老 健	療 養 型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計
①事前に利用者や家族に説明を行った	774	454	335	2	63	164	1,792
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書により説明し、同意を得た。	345	201	116	0	7	97	766
実施直前に説明した。	125	72	41	1	7	19	265
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書により説明し同意を得、かつ実施直前に説明した。	304	181	71	1	10	18	585
② 事後に利用者や家族への説明を行った	141	52	26	0	6	16	241
③ 特に説明は行っていない	15	2	25	0	0	27	69
拘束していた人員	970	551	389	2	69	212	2,193

※一部事業所において、事前に利用者や家族に説明を行った内訳等について記入のないものがあった。

### 18 身体拘束の禁止規定の周知度

身体拘束の禁止規定について、「すべての職員に周知されている」が312事業所(66.8%)で、「大半の職員が知っている」を加えると432事業所(92.5%)になっている。

(単位:件)

	全職員に周知されている	大半の職員が知っている	一部の職員が知っている	知らなかった。	回答なし	合計
特 養	95	39	4	0	2	140
老 健	58	17	1	0	1	77
療養型	22	10	2	0	0	34
短期生活	5	2	0	0	1	8
認知症対応	99	32	8	0	10	149
特定施設	33	20	3	0	3	59
合計	312	120	18	0	17	467

## 19 身体拘束ゼロへの手引きの活用

身体拘束ゼロへの手引きの活用については、最も多いのは「職員がいつでも閲覧できるよう、関係部署に保管されている」は226施設48.4%、次いで「施設内で職員に閲覧した」168施設（36%）である。この2つの項目両方に回答した施設が複数あった。（単位：件）

	施設内職員に配布し、内容について話し合った	施設内で職員に閲覧した	職員がいつでも閲覧できるように、関係部署に保管	見ていない	届いていない	合計	回答のあった事業所
特養	31	59	65	3	4	162	140
老健	27	22	45	0	3	97	77
療養型	9	18	23	0	0	50	34
短期生活	1	3	3	0	2	9	8
認知症対応	29	51	59	6	22	167	149
特定施設	14	15	31	2	5	67	59
合計	111	168	226	11	36	552	467

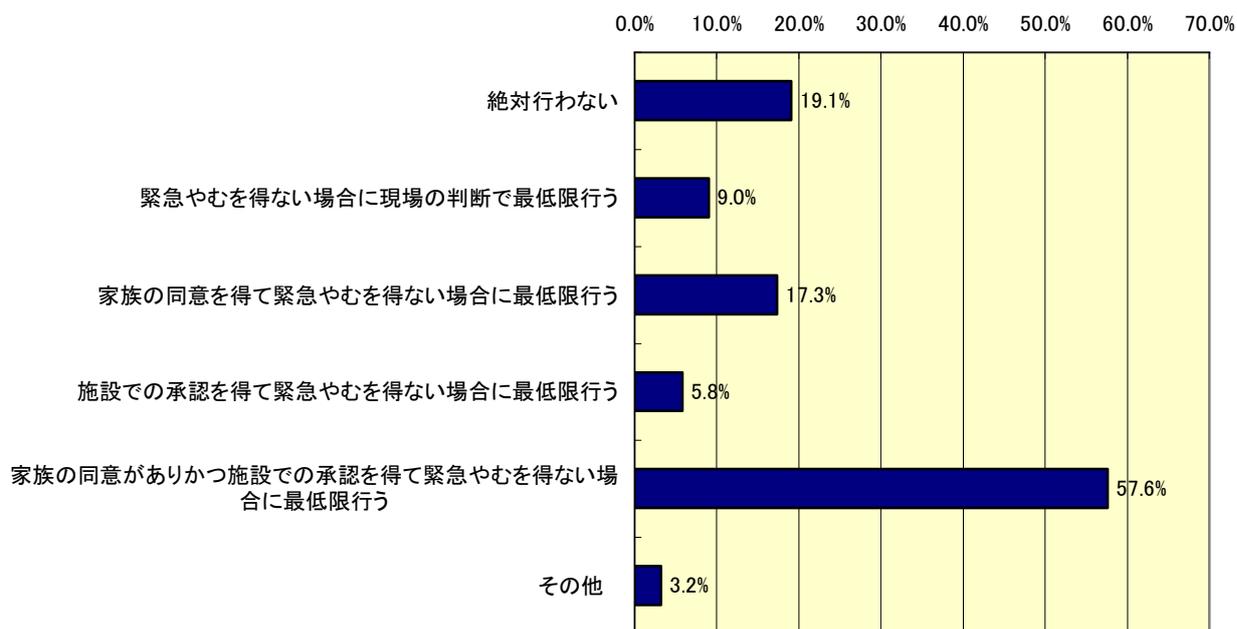
## 20 事業所の基本方針

### (1) 身体拘束についての基本的考え方（複数回答）

最も多いのは、「家族の同意があり、かつ施設の承認を得て緊急やむを得ない場合に最低限行う」が269件（57.6%）、ついで「絶対に行わない」が89件（19.1%）、「家族の同意を得て緊急やむを得ない場合に最低限行う」が81件17.3%となっている。なお、「絶対に行わない」は平成13年度に比べて6.2ポイント増加している。（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	痴呆対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
ア 絶対行わない。	12	12	3	2	52	8	89	19.1%	42	12.9%
イ 緊急やむを得ない場合に現場の判断で最低限（短時間）行う。	10	8	5	0	15	4	42	9.0%	30	9.2%
ウ 家族の同意を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	27	14	7	1	26	6	81	17.3%	46	14.2%
エ 施設（施設長、医師、処遇検討会議等）での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	7	8	3	0	4	5	27	5.8%	15	4.6%
オ 家族の同意があり、かつ施設（施設長、医師、処遇検討会議等）での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	89	53	18	4	65	40	269	57.6%	172	52.9%
カ その他	5	1	6	0	3	0	15	3.2%	11	3.4%
(参考) 回答のあった施設数	140	77	34	8	149	59	467		325	

## 身体拘束についての基本的考え方



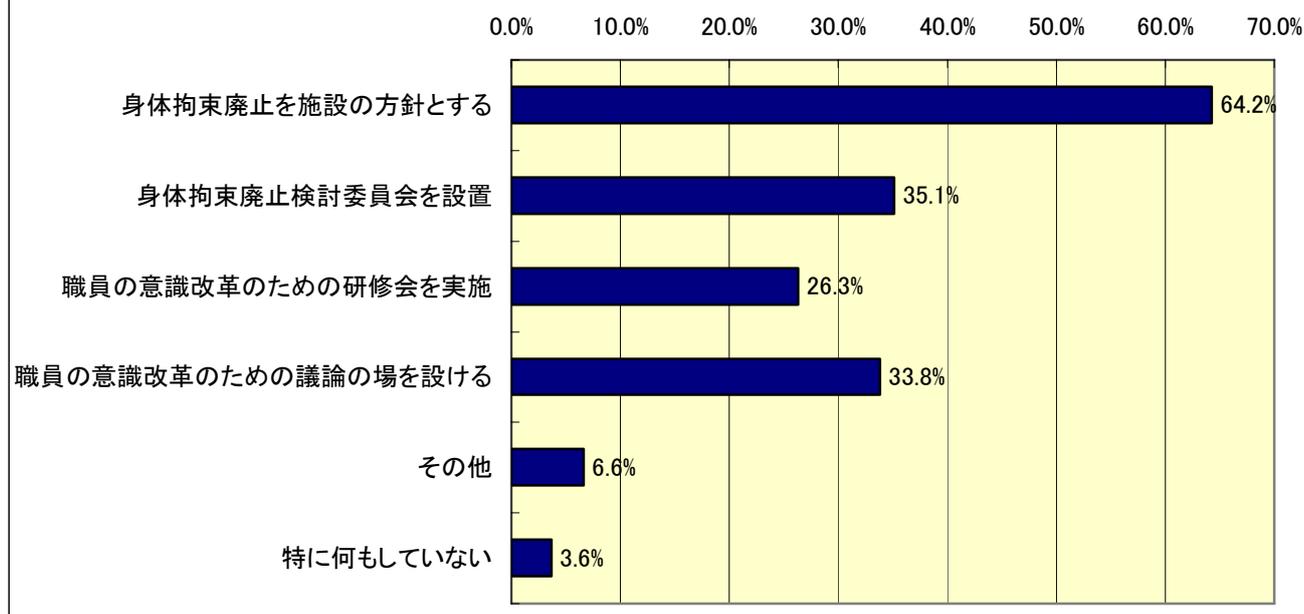
### (2) 身体拘束廃止への取り組み状況（複数回答）

最も多いのは、「身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。」が 300 件（64.2%）で、次いで「全部門で構成する身体拘束廃止に関する検討委員会を設置している」が 164 件（35.1%）、「職員の意識改革に向けてみんなで議論しあう場を設けている」が 158 件（33.8%）となっている。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	痴呆対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
ア 身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。	95	57	16	7	94	31	300	64.2%	201	61.8%
イ 全部門で構成する身体拘束廃止に関する検討委員会を設置	83	46	10	0	10	15	164	35.1%	66	20.3%
ウ 職員の意識改革のための研修会を実施	48	28	10	1	20	16	123	26.3%	69	21.2%
エ 職員の意識改革に向けてみんなで議論しあう場を設けている。	42	29	13	4	42	28	158	33.8%	125	38.5%
オ その他	7	1	2	1	15	5	31	6.6%	32	9.8%
カ 特に何もしていない。	1	1	3	0	9	3	17	3.6%	19	5.8%
（参考）回答のあった施設数	140	77	34	8	149	59	467		325	

## 身体拘束廃止への取り組み状況



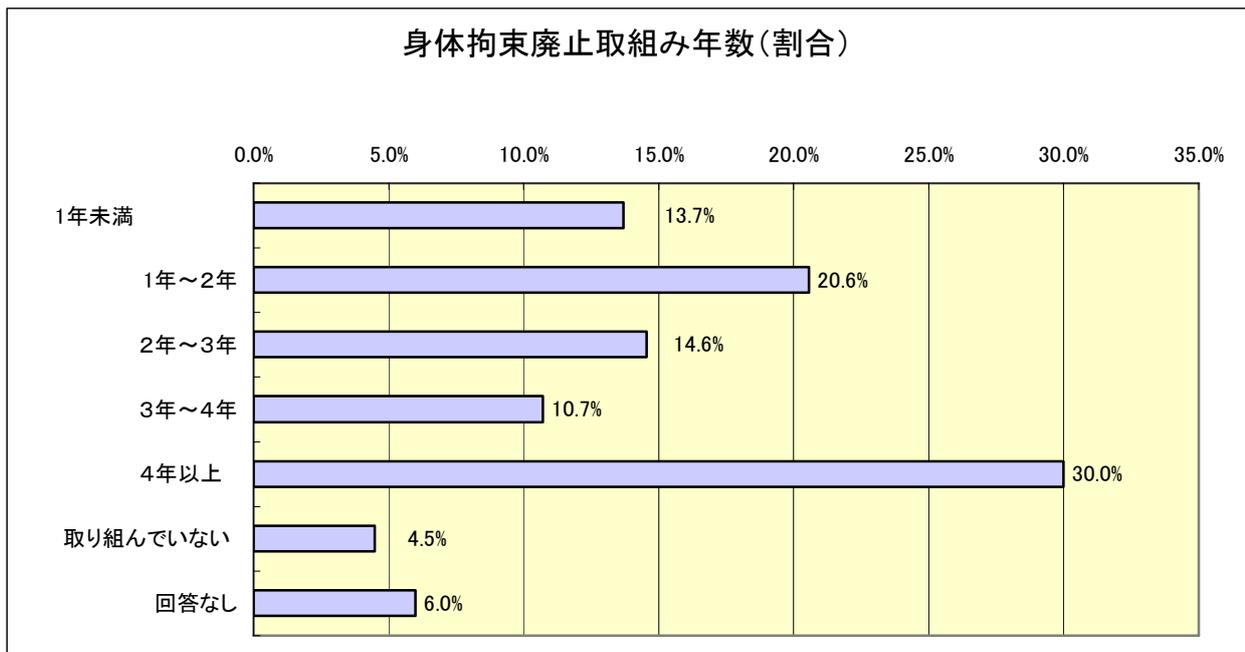
その他意見として、「身体拘束に関する研修に参加する」、「研修への参加や報告・カンファレンス等を通じて常に意識し合い、拘束に当たる行為がないよう、職員全体で心がける体制を作っている。」「利用者の生活を拘束しない環境づくりを検討している。」等の意見が寄せられた。

## 21 身体拘束廃止取組み年数

回答のあった施設のうち、最も多いのは「4年以上」140施設30%だった。

「取り組んでいない施設」が21施設4.5%あった。(単位：件)

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① 1年未満	17	5	2	3	31	6	64	13.7%
② 1年～2年	21	10	8	2	42	13	96	20.6%
③ 2年～3年	21	13	5	0	23	6	68	14.6%
④ 3年～4年	22	10	1	0	8	9	50	10.7%
⑤ 4年以上	55	37	14	2	19	13	140	30.0%
⑥ 取り組んでいない	1	0	3	1	13	3	21	4.5%
回答なし	3	2	1	0	13	9	28	6.0%
合計	140	77	34	8	149	59	467	



**22 身体拘束を行った場合の記録の有無（記録の方法については複数回答あり）**

拘束を行った施設のうち、「記録をしていない」及び「記録について特に決めていない」は合わせて15.1%であり、残りの84.9%は「身体拘束の方法や緊急止むを得なかった理由等」を記録している。（単位：件）

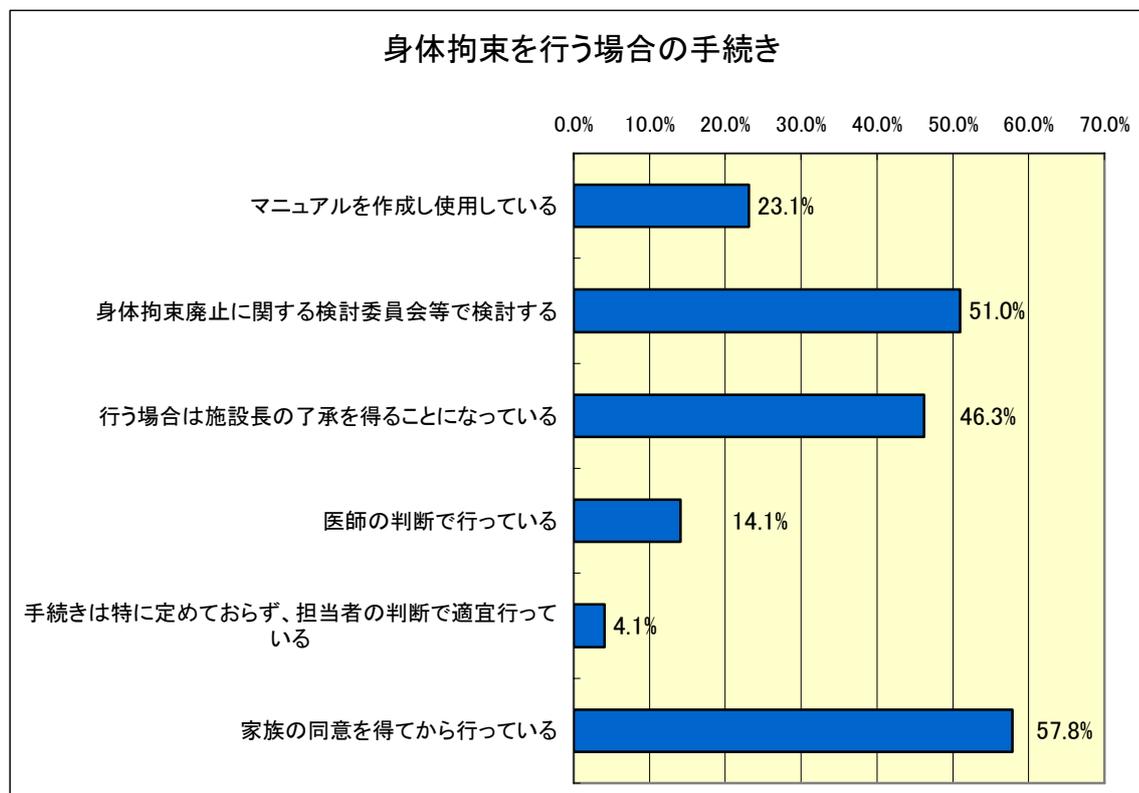
		特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計
① 記録していない。		2	0	1	0	3	3	9
② 記録について特に決めていない。（必ずしも記録していない。）		6	0	3	0	13	6	28
記録あり	ア 身体拘束の方法	93	46	15	1	10	12	177
	イ 身体拘束の時間・期間	91	44	13	1	10	12	171
	ウ 利用者の心身の状況	73	34	9	0	8	12	136
	エ 緊急やむを得なかった理由	86	42	13	2	9	10	162
(参考) 拘束をしていた施設数		108	52	23	2	33	27	245

### 23 身体拘束を行う場合の手続き（複数回答）

「事前に複数職員により個別ケースを検討する。（身体拘束廃止に関する委員会で検討する）」が238件51%であり、「行う場合は施設長の下承を得ることになっている。」が216件46.3%である。「マニュアルを作成している」は108件23.1%となっている。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① マニュアルを作成し使用している。	40	26	10	1	14	17	108	23.1%
② 事前に複数の職員により、個別ケースを検討する。（身体拘束廃止に関する委員会で検討する）	103	44	15	3	45	28	238	51.0%
③ 行う場合は施設長の下承を得ることになっている。	80	48	7	5	50	26	216	46.3%
④ 医師の判断で行っている。	9	21	10	1	15	10	66	14.1%
⑤ 手続きは特に定めておらず、担当者の判断で適宜行っている。	8	0	2	0	7	2	19	4.1%
⑥ 家族の同意を得てから行っている。	100	49	23	4	61	33	270	57.8%
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467	

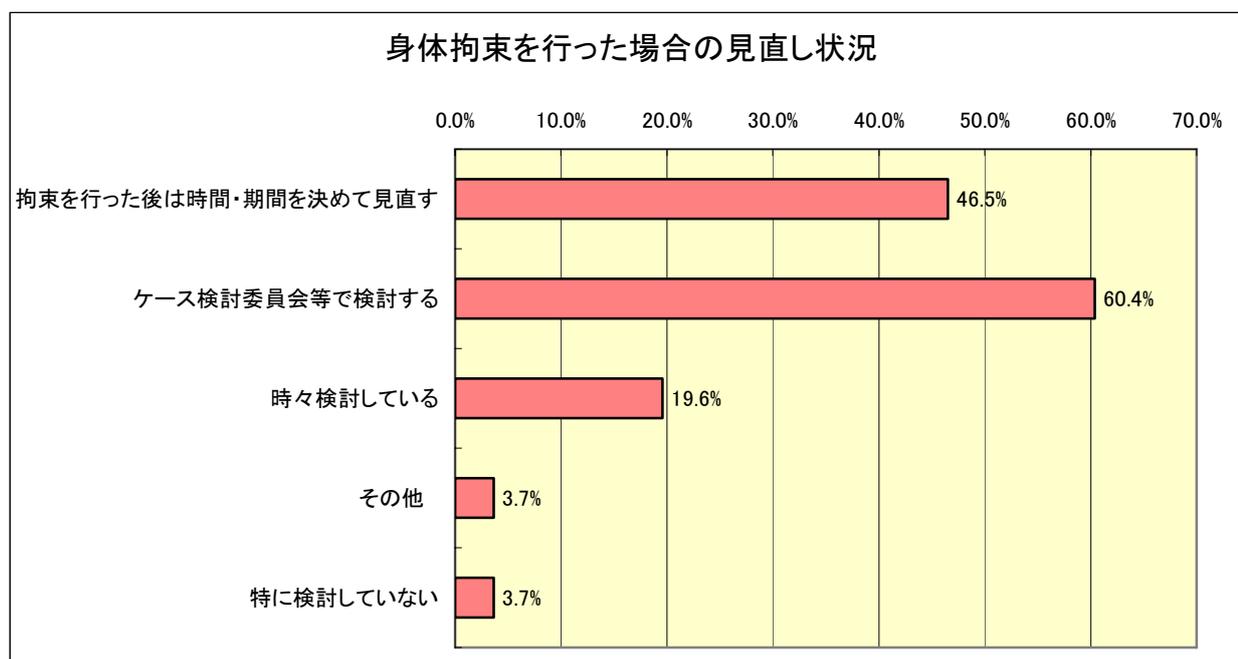


## 24 身体拘束を行った場合の見直しの状況（複数回答）

身体拘束を行った後の見直しは、「定期的・組織的に行っている」が148件（60.4%）と多く、「拘束を行った後は時間・期間を決めて見直しを行っている」が114件（46.5%）となっている。「特に検討していない」は9件（3.7%）になっている。（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① 拘束を行った後は時間・期間を決めて見直しを行っている。	51	26	11	0	11	15	114	46.5%
② 定期的・組織的に行っている。 （ケース検討委員会等で検討する。）	80	40	8	1	11	8	148	60.4%
③ 時々検討している。	16	6	8	1	9	8	48	19.6%
④ その他	0	4	0	0	3	2	9	3.7%
⑤ 特に検討していない。	2	1	2	0	2	2	9	3.7%
（参考） 拘束をしていた施設数	108	52	23	2	33	27	245	

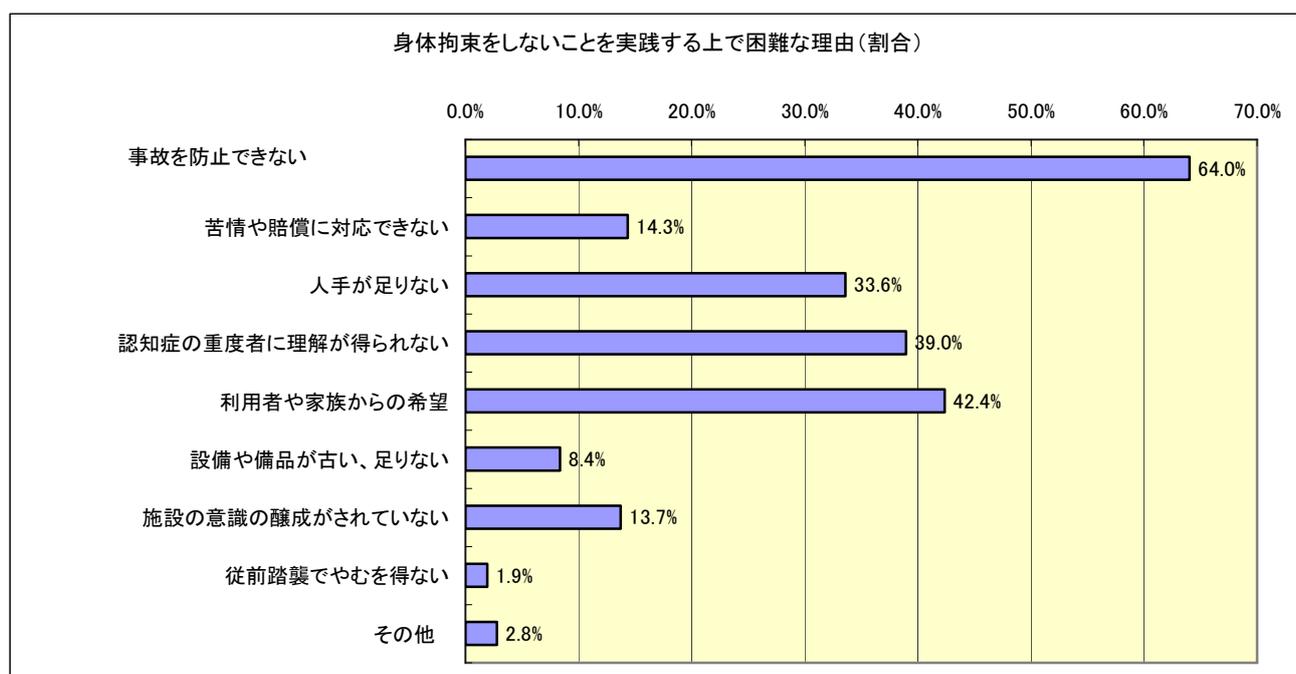
※その他として「状態に変化があればその都度ケアファレンスにかける」等の意見が寄せられた。



## 25 身体拘束をしないことを実践する上で困難な理由（複数回答）

困難な理由として最も多いのは「事故を防止できない」299件(64%)で、次いで「利用者や家族からの希望」198件(42.4%)、「認知症の重度の方には理解してもらえない」182件(39%)が続いている。(単位：件)

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
① 事故を防止できない。 (安全のため)	102	54	29	6	69	39	299	64.0%	208	64.0%
② 苦情や賠償に対応できない。	18	10	8	4	20	7	67	14.3%	39	12.0%
③ 人手が足りない。	53	41	12	3	39	9	157	33.6%	107	32.9%
④ 認知症の重度の方には理解してもらえない。	55	46	22	4	37	18	182	39.0%	139	42.8%
⑤ 利用者や家族からの希望がある。	87	34	14	5	34	24	198	42.4%	111	34.2%
⑥ 設備や備品が古い、足りない。	13	8	9	1	5	3	39	8.4%	35	10.8%
⑦ 施設（管理者、職員）の意識の醸成がまだされていない。	26	14	6	1	15	2	64	13.7%	39	12.0%
⑧ 従前踏襲でやむを得ない。	5	2	0	0	2	0	9	1.9%	5	1.5%
⑨ その他	3	0	1	0	8	1	13	2.8%	9	2.8%
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467		325	



## 26 身体拘束廃止に重要と思われる事項（複数回答）

最も重要と思われる事項は「要介護者の人間としての尊厳を尊重する気持ちを職員が持つこと」が、379件（81.2%）、次いで「身体拘束をしない介護の工夫を重ねること」277件（59.3%）、「問題行動の原因を探り、事故防止のための個別的なケアプランを立てること」226件48.4%となっている。（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合	順位
① 要介護者の「人間としての尊厳」を尊重する気持ちを職員が持つこと。	117	62	26	5	121	48	379	81.2%	1
② 身体拘束が入所者を苦しめていることに職員が気づくこと。	48	19	12	2	60	11	152	32.5%	9
③ 施設長や職員が身体拘束をしない介護を決意すること。	67	39	14	3	63	22	208	44.5%	4
④ 身体拘束が施設の都合のために行われていることに気がつくこと。	37	19	2	3	42	9	112	24.0%	11
⑤ 要介護者のアセスメントを十分に行うこと。	62	29	12	3	50	21	177	37.9%	6
⑥ 基本的なケア（排泄、清潔、起きる、食べる、アクティビティ（よい刺激、その人らしさ））を徹底的に行うこと。	36	28	9	1	43	26	143	30.6%	10
⑦ 身体拘束をしない介護の工夫を重ねること。	97	38	17	5	83	37	277	59.3%	2
⑧ 問題行動の原因を探り、事故防止のための個別的なケアプランを立てること。	77	36	14	3	65	31	226	48.4%	3
⑨ 身体拘束により生ずる各種の弊害に気がつくこと。例 生理機能の低下等	53	28	18	0	54	37	190	40.7%	5
⑩ 十分な説明を行い、介護について入所者や家族を参加させること。	28	9	4	2	24	13	80	17.1%	13
⑪ 身体拘束廃止に伴い、事故が発生する恐れがあることを家族が納得し、仮に事故が発生してもその結果を受け入れること。	38	26	15	2	49	30	160	34.3%	8
⑫ 施設内の介護の状況を外部に公開すること。	10	3	0	0	13	5	31	6.6%	16
⑬ 研修や各施設間の情報交換により、身体拘束をしない介護技術を高めること。	50	25	12	5	48	22	162	34.7%	7
⑭ 十分な職員の確保を図ること。	34	16	11	3	24	12	100	21.4%	12
⑮ 身体拘束をしない介護を助ける機器や設備の開発や導入を行うこと。	13	13	6	1	5	23	61	13.1%	14
⑯ 施設内の環境の見直しを行うこと。	19	6	2	0	13	8	48	10.3%	15
⑰ 県下の各施設で身体拘束を廃止する運動を展開すること。	7	3	0	0	6	0	16	3.4%	17
合計	793	399	174	38	763	355	2522		
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467		

27 施設管理者が身体拘束廃止を打ち出しているか。

回答のあった施設のうち6.4%（30施設）が施設管理者が身体拘束廃止を打ち出していなかった。その理由として最も多いのは「事故を防止できない」が18施設（60%）、次いで「職員が不安（精神的負担）を訴えているため」15施設（50%）、「事故が発生した場合の家族からの苦情や損害賠償に対応できない」が13施設（43.3%）となっている。（単位：件）

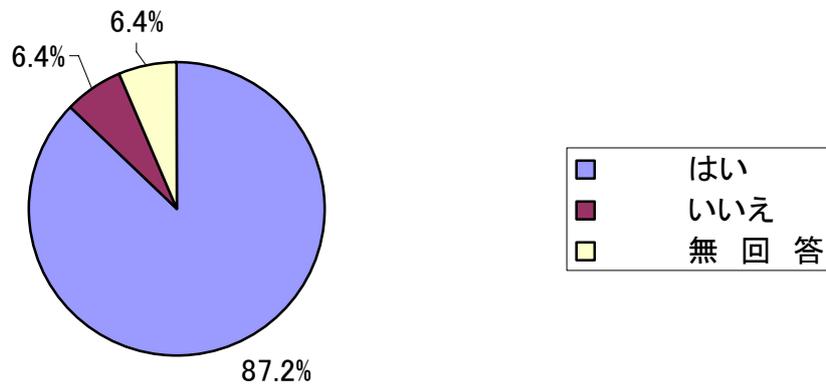
	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① はい	128	71	25	8	125	50	407	87.2%
② いいえ	6	4	7	0	8	5	30	6.4%
無回答	6	2	2	0	16	4	30	
(参考) 回答のあった施設数	140	77	34	8	149	59	467	

施設管理者が、身体拘束廃止を打ち出していない理由（複数回答）

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① 事故を防止できない。	3	3	6		1	5	18	60.0%
② 事故が発生した場合の家族からの苦情や損害賠償に対応できない。	3	2	4		2	2	13	43.3%
③ 人手が足りない。	3	1	2		1	1	8	26.7%
④ 職員が不安（精神的負担）を訴えているため。	2	2	4		4	3	15	50.0%
⑤ 身体拘束を廃止するための介護の方法・技術がわからないため。	1	0	1		0	0	2	6.7%
⑥ 管理者や職員に廃止しようとする意欲が足りないこと。	0	0	2		0	0	2	6.7%
⑦ 安全のため家族が身体拘束を望んでいるため。	4	2	2		1	2	11	36.7%
⑧ 事故が起きないような施設・設備の整備が遅れているため。	2	0	4		0	1	7	23.3%
⑨ その他	1	1	0		4	1	7	23.3%

### 施設管理者の身体拘束廃止の打ち出しの有無



### 施設管理者が身体拘束廃止を打ち出していない理由

